

○基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者を給付対象者、その者の属する世帯の世帯主を受給権者とし、給付対象者1人につき10万円を給付します。

- ・4月27日時点で住民票が登録されている住所に申請書が送付されます。
- ・実家を離れ一人暮らしで、住民票を移している方は、その住居に申請書が届きます。
この場合は学生本人が世帯主になるので、自身による申請が必要となります。
- ・一人暮らしであっても住民票を移していない場合は、ご実家の世帯主あてに申請書が届きます。

なお、本給付金は、住民基本台帳に記録された国内在住の外国人も対象となります。また、海外留学から帰国し、基準日において日本に居住している日本人学生等についても、住民票を復活させる手続きをしていただくことにより、住民登録の復活が基準日より後であっても給付対象者とするとしています。

※仙台市の場合、オンライン申請の受付は5月18日から、郵送による申請書の発送は5月25日から（受付は5月26日から）となっています。

また、収入の急激な減少等の理由により、一刻も早く給付金を必要とされる世帯の方については、仙台市のホームページから申請書様式をダウンロードして申請することができます。

●仙台市 新型コロナウイルス感染症特設ページ

<https://www.city.sendai.jp/kikikanri/kinkyu/corona2020/index.html>

※他の市町村にお住まいの方はそれぞれの市役所等にお問い合わせください。

○申請は、世帯主が、市区町村から世帯主宛てに郵送された申請書により郵送又はオンライン（マイナンバーカード所持者が利用可能）により行い、給付は原則として申請者本人名義の銀行口座への振込により実施されます。

○受付開始日及び給付開始日は市区町村において決定され、申請期限は郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内となります。

●詳細は総務省のホームページでご確認ください。

総務省特別定額給付金サイト <https://kyufukin.soumu.go.jp/ja-JP/index.html>

給付金を装った詐欺等の発生も想定されますが、市区町村や総務省などが現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることや、市区町村や総務省などが「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振込みを求めることは、絶対にありません。

●特別定額給付金詐欺被害防止ポスター

https://www.soumu.go.jp/main_content/000684021.pdf

新型コロナウイルス感染症による影響を受けた学生等や保護者が活用しうる制度として、これまで周知をしている高等教育の修学支援新制度や、日本学生支援機構の貸与型奨学金等以外にも、以下の制度等があります。

●新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の拡大について

<https://www.mhlw.go.jp/content/12003000/000606493.pdf>

●雇用調整助成金の特例措置

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

東北大学緊急学生支援 窓口相談センター

E-mail:kinkyusien@grp.tohoku.ac.jp